

新潟県総合型地域スポーツクラブの指針Q & A

平成27年4月16日
新 潟 県

Q 1

「新潟県総合型地域スポーツクラブの指針」を策定した経緯は？

本県では、県民の「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりの一環として、総合型クラブの育成・支援に努めています。

しかし、総合型クラブは法令による明確な規定（定義）がないため、「これから総合型クラブを設立したいが、どのように設立すれば良いか分からない」、「設立したが、会員数の減少や財源・人材不足などの課題がある」など、総合型クラブにおける様々な問題が顕在化してきています。

また、地域の実情に応じて多種多様な形態の総合型クラブが設立されており、設立過程が一樣ではないこともあり、県として育成・支援すべき県内のすべての総合型クラブを把握することが困難な状況です。

こうした状況において、県として育成支援すべき総合型クラブを明確にするとともに、総合型クラブやその創設を目指す皆さんと関係者が、総合型クラブの自立と地域スポーツ振興に向かって協働していく体制を構築することが必要と考え、本指針を策定しました。

Q 2

指針は、何をもとにつくられたのですか。

文部科学省が平成13年に作成した「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」をもとにしています。

文部科学省は、平成12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、平成22年度までに、全国の各市区町村に少なくとも一つ総合型クラブを育成することを目標として掲げました。その際、全国でこれから総合型クラブづくりに携わる人や既に運営を行っている人の参考のための手引きとして、「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」を作成

しました。

当該マニュアルでは、総合型クラブとは、地域住民が行政に依存することなく、主体的に地域のスポーツ環境の形成を図り、スポーツを通して地域の課題の解決を図ることを目的とした組織であり、以下の特徴を有するものとされています。

- 1 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目が用意されている。
- 2 障害者を含み子どもからお年寄りまで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、そして、楽しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢、興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて活動できる。
- 3 活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- 4 質の高い指導者がいて、個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。
- 5 スポーツ活動だけでなく、できれば文化的活動も準備されている。

以上のような、文部科学省の育成マニュアルで示されている総合型クラブの理念や特徴を参考に、本県における総合型クラブの実情を考慮した上で、本指針を策定しました。

Q3

指針に合致しないクラブは総合型クラブではないのですか？

指針に合致しないクラブは総合型クラブではないということはありません。

総合型クラブは、法令で規定されたものではないため、「総合型地域スポーツクラブ」と名乗り活動することは自由です。

指針は、県として育成・支援し、また連携・協力して地域のスポーツ振興に取り組むパートナーとしての総合型クラブ（以下「新潟県総合型クラブ」という。）を明確にするためのものであり、総合型クラブをふるいに掛けたり、新潟県総合型クラブ以外のクラブの活動を妨げるものではありません。

また、現時点で指針には合致しないが、新潟県総合型クラブになることを希望するクラブに対しては、広域SCに設置した相談窓口にご相談ください。広域SCから、新潟県総合型クラブになるための助言・指導を行います。

Q 4

「申出」とは何ですか。「申請」や「届出」とは違うのですか？

新潟県総合型クラブとなるためにクラブが自発的に行う行為です。自己診断シートによる自己診断の結果、指針に合致し、また必要な書類が完備されていれば、当該「申出」行為を広域S Cに行うことで新潟県総合型クラブとなります。

「申出」は、新潟県総合型クラブとなることを希望する意思表示であり、新潟県総合型クラブとなることを希望しないクラブは「申出」をする必要はありません。

また、「申出」は、法律に基づく「申請」や「届出」ではないため、当該「申出」行為により、広域S Cから権限や利益を付与されることはありません。

Q 5

クラブから提出されたクラブ概要はどのように活用されるのですか？

クラブ概要は、総合型クラブの育成支援施策の企画・立案や、広域S Cが総合型クラブ運営に対し助言を行う際の基礎資料として活用します。

クラブ概要の情報を共有する範囲は、広域S C（新潟県、(公財)新潟県体育協会）、市町村、その他広域S Cが適当と認めた団体であり、それ以外には提供しません。

また、クラブ概要のうち、クラブ名、事務所所在地・連絡先、設立年月日については、広域S Cのホームページで公開します。

Q 6

自己診断シートやクラブ概要は、毎年提出する必要があるのですか？

新潟県総合型クラブは、一度申出を行えば、自己診断シートやクラブ概要については、毎年提出する必要はありません。

なお、クラブ概要変更の手続きについては、「クラブ概要記入要領」の2クラブ概要の変更についてを参考にしてください。

Q 7

新潟県総合型クラブの申出後に指針に合致しなくなった場合は？

既に申出を行った新潟県総合型クラブが、申出後に指針に合致しなくなった（自己診断シートの設問No. 1のいずれか一つでも該当しなくなった）場合は、速やかに広域SCに連絡してください。

概ね半年以内には是正する目処が立たない場合や、是正困難が確実な場合、新潟県総合型クラブから除外させていただきます。

Q 8

自己診断シート「2 地域に開かれた活動」の設問No. 1について、クラブ活動内容の広報は、こういったものがありますか？

クラブ活動の内容の広報は、チラシやパンフレットの住民への配布、ホームページによる紹介などがあります。

いずれかの方法で広報していればチェック項目に該当しますが、より多くの地域住民からクラブの活動を知ってもらうためには、様々な方法や媒体で住民に対して広報することが望ましいと言えます。

Q 9

自己診断シート「3 多種目・多世代・多志向・定期的」の設問No. 1について、「多種目・多世代」の考え方は？

また、定期的とは、具体的にどのくらいの頻度での活動を想定していますか？

総合型クラブは、障害者を含む子どもからお年寄りまで、地域住民の誰もが集い、それぞれの年齢、興味・関心、体力レベルなどに応じて活動できるスポーツクラブですので、特定の種目や世代のみを対象とするものではありません。

したがって、少なくとも2世代以上（子どもと高齢者など）を対象とし、2種目以上のスポーツプログラムを実施する必要があります。

また、定期的とは、少なくとも月1回以上の頻度で継続的にスポーツプログラム・イベントを実施することを想定しています。年に1回、単発のスポーツイベントを開催するような場合は、当該チェック項目の「定期的」には該当しません。

Q10

自己診断シート「7 地域住民の主体的な運営」の設問No. 1について、地域住民の意見がクラブの運営に反映される仕組みとは、具体的にはどのようなものを想定していますか。

地域住民の意見がクラブの運営に反映される仕組みの例としては、総会、理事会、運営委員会などのクラブの意思決定機関等に、地域住民が参加し、意見等を発言する機会が確保されていることが挙げられます。総合型クラブは、地域の多様なニーズや課題を把握し、運営に反映することが求められることから、多様な立場や年代の地域住民から、複数（少なくとも2人以上）参加してもらうことが望ましいと考えます。

Q11

新潟県総合型クラブのメリットと責務について？

生涯スポーツ社会の実現のためには、広域SCが新潟県総合型クラブを支援するだけでなく、各新潟県総合型クラブにおいても、広域SCが実施する各種事業や調査に協力するなど、両者が連携・協力するパートナー関係を構築し、地域のスポーツ振興や地域活性化に取り組んでいくことが重要です。

したがって、新潟県総合型クラブは、広域SCが実施する「総合型地域スポーツクラブ育成事業」の対象となる一方で、新潟県広域スポーツセンターが実施する各種事業や調査等に協力することが求められます。